

令和7年度標準農作業労働賃金表

◎当事者間で委託料を協議するための目安です

今年度の標準農作業労働賃金を下記のとおり定めました。

この標準額表は、農作業における一般的な作業について、その標準的な金額を定めたものです。受委託にあたり、“当事者間で委託料を協議するための目安”としてご利用ください。

檜 葉 町
檜 葉 町 農 業 委 員 会

1. 日雇作業労賃

作 業 名	料 金	摘 要
農作業(手作業)	8,000円	8時間
機械作業(機械持参)	12,000円	8時間(草刈りなど)

※昼食代は含んでおりません。

2. 請負作業(10aあたり)

作 業 名	料 金	摘 要
ロータリー 耕うん	6,000円	湿田、未整理地は2割増
代かき	6,000円	未整理地は2割増
田植え	7,000円	未整理地は2割増
コンバイン(乾燥、運搬まで)	30,000円	(内訳) 刈取 17,000円 乾燥 9,000円 運搬 4,000円 未整理地は2割増 倒伏(湿田含む)2割増
動力畦ぬり	70円	1mあたり
糞摺調整	500円	30kgあたり(色彩選別込)
肥料散布	1,000円	ブロードキャスター(動力) 20kgあたり500円を想定(肥料は委託者負担とする)
農薬散布	5,000円	ブームスプレーヤ(薬剤は委託者負担とする)
プラウ耕	6,000円	未整理地は2割増
スタブルカルチ	5,000円	未整理地は2割増
バーチカルハロー	6,000円	未整理地は2割増
レーザーレベラー	20,000円	未整理地は2割増

【備考】

・ほ場条件の差異がある場合や、燃料費及び資材代等の高騰など著しい経費の変動がある場合については、当事者間で十分協議をして、〇割増等の調整してください。

【参考】農地の賃借料情報

10aあたり	4,000 円
--------	---------

※この金額はあくまで参考ですので当事者間で協議して決定してください。

【参考】福島県最低賃金

1時間あたり	955円
--------	------

※令和6年10月5日改定

○令和7年度中に最低賃金が変わる場合、上記の作業賃金が最低賃金を下回る場合は、最低賃金の金額に読み替えるものとします。

農地法関係の申請について

- 農地法第3条申請(農業委員会許可)
農地の売買、貸借、贈与、交換等するとき
- 農地法第4条申請(福島県知事許可)
自己所有の農地を農地以外にするとき
- 農地法第5条申請(福島県知事許可)
第三者所有の農地を農地以外にするとき
- 一時的な転用(最高3年間)の申請(福島県知事許可)
①農地転用をするときは、必ず事前に許可を受けてから行ってください。許可申請書等については、許可を受けようとする月の前月の末日まで農業委員会まで提出してください。
②その他詳しいことについては、農業委員及び農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局までご相談ください。
(農業委員会事務局:0240-23-6104)